

令和元年度

第2回 富士宮市都市計画審議会議事録

令和2年1月27日（月） 午後3時

富士宮市役所 5階 510会議室

審 議 案 件

議第1号 富士宮市都市計画マスタープランの改定について

議第2号 市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針の改定について

報 告 事 項

富士宮市都市計画道路必要性再検証について

1 審議に出席した委員（13人）

藤 井 敬 宏 委員

菅 原 由美子 委員

渡 井 政 行 委員

清 信 昭 委員

若 林 志津子 委員

細 沢 覚 委員

植 松 健 一 委員

小 松 快 造 委員

青 木 直 己 委員

長 谷 川 剛 司 委員

【代理】農業振興部長 三好 学

石 川 一 廣 委員

高 橋 朝 子 委員

塩 川 祐 子 委員

2 審議に欠席した委員（4人）

阿 部 貴 弘 委員

清 哲 也 委員

佐 野 宏 幸 委員

成 宮 康 晴 委員

3 説明のための出席者

都市整備部長

[都市計画課] 課長 計画係長 計画係主査 計画係技師

【司会】事務局（都市計画課計画係長）

定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第2回富士宮市都市計画審議会を開催します。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の進行を務めます都市計画課 計画係長の朝日と申します。よろしくお願ひします。

初めに、会議に先立ちまして市長から皆様に御挨拶をさせていただきます。

須藤市長

本日は誠にお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃から市政全般に渡りまして多大なる御支援と御協力をいただいておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、本日は都市計画マスタープランの改定案について御審議いただきます。

本件につきましては、3年間かけて改訂作業に取り組み、都市計画審議会において中間報告を行ってまいりました。昨年12月のパブリック・コメントを経て最終案がまとまりましたことから、本日皆様に御審議をお願いするものであります。

この都市計画マスタープランは、概ね20年後の将来に向けて、都市の将来像や都市づくりの基本的な方針を示すもので、市民アンケートや地域まちづくり協議会において、多くの市民の意見を取り入れたものであります。

市といたしましては、今後新しい都市計画マスタープランに基づいたまちづくりを推進し、市民の皆様が富士宮市に住んでよかったと実感できる、質の高い都市の実現を目指してまいりますので、今後とも市政発展のために変わらぬ御協力を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

本日はこの他に、都市計画マスタープランに関連した議案が1件、報告事項が1件ございますが、委員の皆様におかれましては専門的な見地から、また富士宮市民の視点から積極的な御意見を賜りたく存じます。

なお、大変失礼ではございますが、次の公務のため退席させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

【司会】事務局（都市計画課計画係長）

ありがとうございました。

本日の審議に際しましては、事務局として受託業者を同席させていただいておりますので、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

それでは、会議に入ります前に、お手元に配布いたしました資料の確認をお願いいたします。

配布資料は、1月15日付けで送付いたしました資料として、

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 提出議案書及びその説明資料
議第1号資料、議第1号の説明資料としまして説明資料1、2、3
議第2号資料、議第2号説明資料としまして説明資料1
- ・ 報告事項 富士宮市都市計画道路必要性再検証についての資料1、2

また、本日配布しました資料として、

- ・ 席次表

不足しているもの及び不備があるものがございましたらお知らせください。

・・・・・・・・資料確認・・・・・・・・

よろしいでしょうか。

次に、本日欠席の委員、代理出席の委員について御報告させていただきます。阿部委員、清哲也委員、佐野委員、成宮委員につきましては、本日所用により欠席の御連絡をいただいております。

次に、代理出席の委員について御報告させていただきます。

富士農林事務所の長谷川委員の代理といたしまして、農業振興部長の三好様に御出席をいただいております。

それでは、お手元の次第により、ただいまから審議をお願いいたします。

以降の議事進行を、富士宮市都市計画審議会運営要領第5条の規定によりまして、藤井会長をお願いいたします。

藤井会長

藤井でございます。よろしく申し上げます。

審議に入ります前に、御挨拶申し上げます。

富士宮市では様々な計画や調査で関わらせていただいております、14年目になります。数えてみるとおそらく100回ほどはこちらに足を運んでおりますが、今日初めて身延線を利用しました。

自動車が好きなので、公共交通が専門でありながら普段は自動車で富士宮市に伺っていましたが、初めて身延線に乗ってみて、やはり空気感が違うと感じ

ました。

その中でお一人の外国の方でバックパッカーの方がいらっしやって一緒に降りたのですが、降りたホームのところで荷物を開けて仕分けをしていました。

どうしましたかとお声がけしましたら、これからまちを歩くので、大きい荷物をコインロッカーに預けるために仕分けしているとおっしゃっていました。

このように、外国の方一人でも富士宮にこの時期に来られています。その時に、観光のまちであり、市民としては暮らすまちであり、その中で、将来どういったまちを作りこんでいくのかは、市民生活だけではないプラスアルファの部分を考えていかななくてははいけません。

ちょうど本日マスタープランについての審議ということで、おそらく事務局としては、皆様の承認が下りれば胸をほっと撫でおろすところだと思います。

逆にこの先20年間への責務を負ってくるのだと感じ取る時期でもあるのかなと思っております。

20年を長く見るのか、あるいは短く見るのか、時間の捉え方はずいぶん難しくなってきました。

今回のマスタープランでは、市民の顔が見えるといいますか、市民の声が聞こえるように感じます。

本来であれば、都市計画法に基づいて都市計画のプランをパッケージ的に作ってしまうというやり方もある中で、各委員の皆様のお声をいただき、市民から丁寧に声を聴いて、思いを聴いてということが盛り込まれたマスタープランになっていると思います。

今回は、このマスタープランのこれまでの具体的な取組や過程を含め、最終形に持ってきた内容を事務局に再確認させていただく形をとりたいと思いますので、スムーズな審議に各種委員様の御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは座って進めさせていただきます。

審議に入る前に、本日の出席議員は13人であることから、過半数に達しておりますので、富士宮市都市計画審議会条例第7条の規定により会議は成立いたします。

次に、審議会運営要領第7条に基づきまして、本日の会議を公開により議事を行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

・・・・・・「異議なし」の声・・・・・・

本日傍聴人の方はいらっしやいますか。

・・・・・・事務局にて入場誘導（傍聴人の有無確認）・・・・・・

事務局（都市計画課計画係長）

傍聴人はいらっしゃいません。

藤井会長

次に、富士宮市都市計画審議会運営要領第8条第1項により、会議録の署名人を指名したいと思います。

本日の署名人を渡井 政行委員にお願いします。

それでは審議に入ります。

本日の議題は、

議第1号「富士宮市都市計画マスタープランの改定について」

議第2号「市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針の改定について」

です。

それでは、議第1号と議第2号は関連しておりますので、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局（都市計画課長）

議第1号「富士宮市都市計画マスタープランの改定について」及び議第2号「市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針の改定について」、私から諮問理由を説明し、詳細について担当職員から御説明させていただきます。

本件につきましては、平成29年度から3か年をかけまして改定作業を行ってまいりました。

この間本審議会において、これまで5回の中間報告を行い、委員の皆様のご意見を、その都度計画案に反映させてまいりました。

本日は最終的な諮問ということで御審議いただきますが、今回お示しいたします改定案は、昨年8月6日に開催した前回の都市計画審議会でお示しいたした計画案から大きく変更となった部分はありません。

従いまして、本日は前回の審議会でご意見をいただいた御意見と、昨年10月から11月にかけて実施しましたパブリック・コメントの結果により、若干の修正を行っておりますので、その点の説明をもって議案の説明とさせていただきます。

それでは、諮問理由を朗読いたします。

提出議案書の2ページを御覧ください。

議第1号諮問理由 平成14年3月に都市計画法第18条の2に定める市町村の都市計画に関する基本的な方針として、富士宮市都市計画マスタープラン（以下、マスタープランという）を策定してから、約20年が経過しようとする中、人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化に対応したまちづくり方針を

示すため、マスタープランの改定が必要になりました。

マスタープランの改定に当たっては、第5次富士宮市総合計画や岳南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などの上位計画に即するとともに、関連する個別の分野別計画との整合性などについて、策定委員会を中心に検討を重ねてまいりました。

また、アンケート調査や地域まちづくり協議会、市民懇話会を行い、市民の意見を反映しながら進めてまいりました。加えて、マスタープラン改定案に対するパブリック・コメントも実施してまいりました。

これらの作業を経て、この度最終的な改定案をまとめましたので諮問いたします。

続きまして、提出議案書4ページを御覧ください。

議第2号諮問理由 富士宮市都市計画マスタープラン（以下、マスタープランという）の別冊に位置付ける「市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針」は、平成16年3月に都市計画法第34条第10号に定める地区計画制度を、市街化調整区域で運用するに当たり、当該制度の適切な運用を図ることを目的に策定したもので、マスタープラン同様、人口減少や少子高齢化など社会情勢への変化に対応した方針とするため、改定が必要になりました。

マスタープランと併せて作業を進め、この度最終的な策定案をまとめましたので諮問いたします。

諮問理由は以上です。

次に詳細につきまして、担当職員から御説明させていただきます。

事務局（都市計画課計画係主査）

私からは前回審議会以降の修正点について御説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

まず初めに、議第1号説明資料1「富士宮市都市計画マスタープラン策定までの工程確認」を御覧ください。

表面が本年度のスケジュール、裏面が平成29年度から3か年のスケジュールとなっております。

表面のピンク色、都市計画審議会の欄を御覧ください。

昨年8月6日に計画案と方針案についてそれぞれ御報告させていただきました。

そこでいただいた御意見を踏まえ、資料下段になります、8月26日に市議会全員協議会へ報告、その後資料上段になります、10月15日から11月14日の1か月間パブリック・コメントを実施し、その結果を踏まえた改定案を本日の審議会で御審議いただきます。

また、年度末の3月24日には、都市計画マスタープランの周知を目的とし

たシンポジウムを開催いたします。

続きまして議第1号説明資料2を御覧ください。

こちらは都市計画マスタープラン案について前回審議会及び市議会全員協議会でいただいた御意見の意見対応表となっております。説明資料2の上段が都市計画審議会でのいただいた御意見の対応表、下段が市議会全員協議会でいただいた御意見の意見対応表です。

いただいた御意見を踏まえて修正した箇所が3箇所ございます。

1つ目、審議会意見対応No.1「まちづくりについて、子どもと大人が意見交換を行える機会や若者が参加できる機会が必要とされている中で、若者が、自分が参加してまちづくりの役に立てたと感じられ、今後もまちづくりに参加したいと思える流れを作っていく必要があるのではないか。」との御意見に対しては、議第1号資料都市計画マスタープラン本編の104ページを御覧ください。

「3-(5)-1市民の都市づくりへの関心の向上」において、「若者世代を中心にまちづくりに参加する機会の創出」を取組方針に追加しました。

まちづくりに関する情報発信や市民参加の機会を継続的に実施していくことで、今後もまちづくりに参加したいと思える流れを作っていくものと考え記載の追加を行っております。

2つ目、説明資料2の審議会意見対応No.2「各地域の地域づくりの取組方針と分野別方針の項目の対応関係」において、「防災対策の推進」と「富士山の玄関口の風格にふさわしい景観の形成」の部分では、大宮中地域だけの記載となっているが、隣接する地域においても幅広く同じような取組みがされているのではないか。」との御意見に対しては、議第1号資料174ページを御覧ください。

資料中段、都市基盤の「防災対策の推進」については、これまで「交通環境の改善」に記載していた避難経路の確保やブロック塀の撤去などの記載を精査・整理し、全ての地域に該当する項目として修正しました。

資料下段の「都市環境」の部分、「富士山の玄関口の風格にふさわしい景観の形成」については、富士宮駅や富士山本宮浅間大社を有する大宮中地域の地域特性でもあるため、他の地域と分けて整理をし大宮中地域だけのままとっております。

3つ目は、審議会意見対応No.3「全市的な取組が求められる事項」の「都市環境 森林・農地」の記述で、適切な森林や農地の管理のための仕組みづくりとあるが、森林や農地の管理のための仕組みは既にあるため、それを地域に落とし込んでいくことが今後の取組として重要ではないか。」との御意見に対して、議第1号資料179ページを御覧ください。

資料下段、都市環境の自然・農地の項目について、御意見いただいあとに関

係課に確認をしたところ農地中間管理事業などの取組を既に運用していることから、表現を「森林や農地の管理の仕組みの周知と運用」との記載に修正しました。

以上3箇所が前回審議会及び市議会全員協議会でいただいた御意見を踏まえて修正した箇所となります。

続きまして議第1号説明資料3を御覧ください。

こちらは昨年10月から11月にかけて実施した、パブリック・コメント結果の概要と意見対応となっております。

都市計画マスタープラン案について26件の意見の提出がございました。その内、計画への意見反映件数が1件となっております。

パブリック・コメント結果の4ページのNo. 13を御覧ください。

資料4ページ、No. 13、提出された御意見として「外国人観光客が増えますが、英語等の標記が極めて少ないのが気になりますので、早急に英語等の標記を市全体に広めていただきたいと思います。」との御意見に対しては、議第1号資料97ページを御覧ください。

97ページ、3-(4)-11：景観形成の誘導・啓発の部分につきまして、上から8行目、「また、看板の集合化などの取組や景観と」との後に「ユニバーサルデザインに配慮した」との記述を追加しました。またこちらの記述の追加に伴い、同じ記述を資料100ページ、3-(4)-11：景観形成の誘導・啓発の⑱にも追加しております。

以上がパブリック・コメントでいただいた意見を踏まえて修正した箇所となります。

また、その他に事務局及び策定委員会において追加修正した箇所が2箇所ございます。

議第1号資料35ページを御覧ください。

1つ目は計画の推進体制について記載を追加しております。

都市計画マスタープランの運用に当たり、計画の推進に当たっては庁内検討委員会を組織し、事業の取組状況を管理していきます。

委員会の役割は全部で3つあります。

役割の1つ目は、事業・取組の進捗確認を行います。図に紫色の部分になります。本計画で整理した想定関連事業に紐付けされている各課の事業・取組について実施・検証・見直しを毎年行い、必要に応じて進捗状況を市民へ情報発信していきます。

庁内検討委員会の役割の2つ目は、事業・取組の推進方法の調査・研究を行います。図のピンク色の部分になります。各種事業や取組の推進方法などの調査・研究を行い、必要に応じて庁内での分野横断的な会議体制の構築などによ

る実現性の向上を図ります。

役割の3つ目は、本計画の見直し・改定を行います。図のオレンジ色の部分になります。10年後の見直し、20年後の改定時期には、これまでの事業・取組の実施状況や社会動向を踏まえ、計画の見直し・改定を行います。

計画策定後はこのような推進体制で事業・取組の確認を行うことにより、事業・取組の実施状況を組織の中で情報共有でき、より計画の実現性の確保や向上を図られるものと考え新たに追加、記載をしています。

2つ目は、国土強靱化地域計画について記載を追加しております。

国土強靱化地域計画については、議第1号資料77ページを御覧ください。

基本方針2-(5)-4：都市・市街地の復旧・復興において、1段落目に国土強靱化地域計画の策定を進める旨の記載を追加しました。

内容は、「本市では、インフラ整備や耐震化など重点的に取組むべき施策を、防災・減災対策と、迅速な復興・復旧に資する取組みとして推進するため、国土強靱化地域計画の策定を進めます。」と記載を追加しております。

また、基本方針への記述の追加に伴い、資料80ページ、個別の取組方針⑬を新たに追加し、81ページの想定関連事業においても「国土強靱化への取組」として記載を追加しております。

国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る市の各種計画の指針となる計画であることから、計画策定の方針について新たにマスタープランの中に方向性の記載を追加しました。

議第1号資料 富士宮市都市計画マスタープランの改定案についての修正事項は以上です。

続きまして、議第2号資料「市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針（改定案）」、こちらにつきましては、議第2号説明資料1において、都市計画マスタープラン同様、前回審議会及び市議会全員協議会でいただいたご意見の意見対応を整理しておりますが、御意見を踏まえての記述の追加・修正等はありません。

また、パブリック・コメントにおいても、本方針について意見の提出はありませんでしたので、前回審議会で御報告させていただいた方針案がそのまま改定案となっております。

以上で、議第1号及び議第2号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

藤井会長

どうもありがとうございました。

パブリック・コメントを経て、修正事項を中心に説明いただきました。

各委員の皆様方には、議第1号2号合わせて御質問や御意見等ございました

ら承りたいと思います。いかがでしょうか。

青木委員

35ページで説明いただいた、将来像の位置づけに向けた考え方の計画推進体制ですが、先ほど毎年検証して見直ししていくとありましたが、これは前のマスタープランのなかでもそのようにされていたのでしょうか。

また、見直し・改定は何年ごとにやっていくというような考え方があるのであれば教えていただきたいと思います。

藤井会長

事務局お願いします。

事務局（都市計画課主査）

35ページの推進体制の部分についてですが、検証の見直しについて、現行のマスタープランでは各計画の中にまちづくりの方向性を記載しておりましたが、実際の事業の進捗管理などはこれまで行っておりませんでした。

その経緯を踏まえまして、今回の本方針のなかでは、想定関連事業を記載しております。関連各課で持っている個別の事業で同じような取組を、一つの想定関連事業として毎年進捗管理を行います。進捗管理自体は各課が持っている事業の取組に対して行い、そちらを事務局で整理しながら、想定関連事業として毎年進捗管理を行っていきます。

ハード部分とソフト部分両方ございますので、目に見える形で毎年進捗が進んでいくのは難しいのではないかと考えておりますので、市民への公表については、5年ほどのスパンである程度進捗状況が目に見える形になってから公表していきたいと考えております。

また、もう一つの御質問の改定・見直しの時期であります。現状はつきりと何年後ということは決めておりません。ただ、本計画が概ね20年の計画となっておりますので、中間年度である10年後を今のところ一区切りとして考えております。

ただ、まちづくりや社会の動向について大きくまちづくりの方向性が変わる時期が今後あるかもしれない中で、先ほどの中間改定の時期につきましては、事務局で臨機応変に対応しながら中間改定をしていきたいと考えております。

青木委員

毎年検証していくということですね。

実際の見直しをどうするのかというのは、その中で考えながらやっていただければいいと思います。

藤井会長

事務局としても毎年の進捗管理というのは大変厳しいかと思えます。ただ、全体でものが動いているということ把握するのは非常に大事なことです。

富士宮市は中心核がしっかりしている都市で、立地適正化計画を検討する必要性があまりないのではという中で動いている自治体であると考えております。そういった中で立地適正化計画を、将来20年を概ね考えた中で、5年ごとの推移をバックキャストという形で将来計画を割り戻して考えた際、今の5年、さらに次の5年でどれくらいのレベルまで都市が集約されているか、これを考えてみようというのが一つの方向の目安になります。

そういった面では、いま御指摘があったように1年ずつ進捗管理をしていき、市民へ公表するタイミングについては、PDCAで少しでも成果が出たところで公表をしていく。概ね10年の見直し時期が、これからこういった都市づくりが社会的な要因としてでてくるかわからないことへの擦り付けをする意味でも、大きな中間点になってきます。そのあたりの意識をしっかり持って計画に携わるのは非常に大事なことだと思います。

今の御意見も応援のメッセージだと思いますので、事務局は心して取り組んでいただけるとありがたいと思います。

その他いかがでしょうか。

小松委員

先日富士山噴火のハザードマップの改定という記事が出ておりました。来年度中の策定だったかと思いますが、実際新しいハザードマップが出たときに、その部分に関連するものは今回のマスタープランに落とし込まれてくるものなのか、それとも何かしらの見直し等があるのか教えてください。

事務局（都市計画課計画係主査）

ハザードマップの見直しによって、本計画に関連事項が落とし込まれるのかという御意見ですが、マスタープランにはまちづくりの方向性と記載しております。その中の個別の取組方針を見ますと、例えば産業や住宅など個別の取組方針に記載がございますが、各種他法令を踏まえたものとして記載しております。ハザードマップ自体をそのまま本計画に落とし込むというよりも、ハザードマップが改定されるのであれば、それを踏まえたかたちでまちづくりの全体の方向性としてマスタープランの方向性に沿ってもらうことになり、実際ハザードマップが改定されたことに対して、直接的に計画の中身が大きく変わることはありません。

それよりも土地利用などの部分に対して、ハザードマップが改定され、災害エリアの変更に伴って危険区域になった場合には、土地利用という管轄で規制

がされると考えております。

御意見の回答といたしましては、直接このマスタープランがハザードマップの改定により大きく中身が変わるというものではございません。

藤井会長

よろしいでしょうか。

災害の分野は全国的に問題になっていて、先ほど少しお話した立地適正化計画は、400を超える自治体がこの制度を導入し作ってはいますが、今年の台風15号、19号、大雨によって被害を受けた地域で、立地適正化計画でコンパクトにまとめる都市機能と、居住誘導区域という市民が暮らすエリアと指定されているながら、ハザードマップのレッドデータに該当する地域が200程出てきたということです。

そのなかで国が全体像に対して、イエローに対しては対処方法を考えるが、レッドに対しては指定解除も検討しなければならないというような、国土強靱化の取組の一つとして捉えなければいけない案件ということで、いま事務局がお話された、国土強靱化をマスタープランのなかに組み込んだという点も、安全に暮らすという場所をきちんと都市計画的に考えていく要件として入れ込まなくてはなりません。

都市計画法は制限という面に大きな力をもっております。住む・働く・暮らすエリアを考える中で、具体的で詳細な事項が規定されているものと考えますので、そういった面では、国の動きを注意深く見ていかなくてはならないのは間違いのないと思います。

その他いかがでしょうか。

若林委員

パブリック・コメントについてですが、提出件数26件とありますが、人数としては一人の方が多く出されているのか、それとも多くの方に出していたのか、そのあたりの経過を教えてください。

また、中身を見るとかなり個別な事業計画的な内容が多いと感じました。その中で、意見に対する市の考えの部分で、「御提案の取組については関係部局に情報提供させていただきます。」という答えと、「御提案を踏まえ、方針に沿った取組を進めてまいります。」という答えの2つに分かれておりますが、この2つはニュアンス的にどの様に違いがあるのか、以上2点をご説明ください。

事務局（都市計画課計画係主査）

1点目の提出件数26件に対して、実際何名の方にご提出いただいたかですが、3名の方に御意見をいただきました。この内、1名は1件、もう1名は2件、残り23件につきましては1名の方から提出いただいた御意見になります。

また、計画の中の意見対応表でナンバーが34までありますが、1つの提出意見のなかで複数の御意見をいただいたり、近い意見等を整理しながらまとめましたので、全部で34となっております。

2点目の、「御提案の取組については関係部局に情報提供させていただきます。」と「御提案を踏まえ、方針に沿った取組を進めてまいります。」の回答のニュアンスですが、御指摘いただいたとおり提出いただいた御意見は個別具体的な案件が多かった印象でした。

そこで提出いただいた御意見を、今回の計画のなかで方向性として既に記載してあるものと、今回の方向性よりさらにもう一步踏み込んで各課で個別に事業を実施していくもの、の2点で分けた際、計画の中に既に方向性が示されているものについては、「方針に沿った取組を進めてまいります。」と回答させていただきます。

方向性より踏み込んだ個別具体的な御意見については、市民の方から事業等についていただいた貴重な御意見として、都市計画課だけで留めるのは非常にもったいないということで、関係課へ情報提供いたしましたので、「関係部局へ情報提供させていただきます。」と回答させていただきます。

このような形で、市の考え方を整理させていただきます。

若林委員

初めに読んだ際、「ご提案の取組については関係部局に情報提供させていただきます。」という回答を受け取った方は納得いくのだろうかと思いました。

いま御説明いただいたような「方針の中にはありませんが、個別具体的な内容のため関係部局へ情報提供させていただきます。」といった内容を回答に盛り込んだほうが、受け取った方も納得されるのではないかと感じましたので、検討いただければと思います。

藤井会長

このあたりは事務局よろしいでしょうか。提案者に対してわかりやすい返答、情報提供をお願いします。

その他いかがでしょうか。

植松委員

先ほど会長から、富士宮市は非常にまとまっているので、立地適正化計画はほかの市町と比べてそれほど必要性がないというお話がありましたが、今後人口減少を考えていきますと、マスタープランは20年ですが、10年先やはり立地適正化計画の必要性も地域によっては出てくるのではないかと感じます。

その時にそのあたりの検討を、どのようなかたちで改定し組み込んでいくのかお聞かせください。

事務局（都市計画課計画係主査）

立地適正化計画の今後の方向性ということで承りました。

現段階で立地適正化計画をすぐに策定する予定はありませんが、おっしゃっていただいたとおり、今後人口減少が進む中で策定が必要になることも考えられます。その中で、県内他市町を見ましても、立地適正化計画を策定している市町が多いのが現状でございます。

ただ、会長がおっしゃったとおり、富士宮市は現状で既に富士宮駅を中心に主要な施設がある程度集約されていますので、富士宮市なりの立地適正化計画のような形になっていると考えています。

実際立地適正化計画については、マスタープランの詳細な計画という位置づけがされています。今後、立地適正化計画を策定するのは不透明な部分がございますが、仮に当市で立地適正化計画を策定することになっても、マスタープランと整合性がとれなくなるようなものではありません。

居住誘導区域であったり、富士宮駅を中心とした中心市街地が立地適正化計画の核となることは変わりませんので、中心市街地を中心として居住誘導をどのあたりまで進めていくかを、今後立地適正化計画を策定する際は検討していく内容となります。

植松委員

今のお話で、立地適正化計画はすぐには必要ないということですが、実際問題市街地中心部の空き家等はすごい勢いで増えております。中心市街地の空洞化及び郊外への住宅地の拡大が非常に懸念されており、マスタープランなどの上位計画とも関係してきますが、インフラの拡大を考えたときに、財政的な部分も含めまして、ある程度今後の見直しや改定などでやれるものをしっかりと作っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局（都市計画課長）

立地適正化計画を大きく分けると、いわゆる公共施設を集約する都市機能誘導区域、そしてその周辺に人が住んでいただく居住誘導区域がございますが、申し上げたとおり、都市機能について富士宮市は比較的中心市街地にコンパクトにまとまっております。

先ほど植松委員がおっしゃったように、もともとあった中心市街地の中で空洞化が進んでいて、郊外部に行くといまだに住宅開発が行われている現状がございます。中心市街地の空洞化につきましては、新しい人に入ってきていただくなど、中心市街地の活力を維持していこうという単独の取組を行っています。

おそらく10年後の見直しの段階で、マスタープランの目標値である20年後には、現在開発が進んでいる縁辺部あたりで人口密度が薄まってくるという

状況が考えられます。

市としましても、都市計画に関する様々な調査を行っておりますので、そのような兆候を常に注視しながら、今のところは大丈夫だと思いますが、そのあたりに本腰を入れて取り組まなければならない状況が現状として出てきましたら、マスタープランの改定もそうですが、その時期を待たずして、対策を取らなければならないと考えております。

植松委員

柔軟に対応できるような体制はとっておいていただきたいと思います。

藤井会長

立地適正化計画は様々な自治体で取り組んでいますが、補助メニューのみに目をつけて手を挙げている自治体が実質的にはかなり多いです。本来の、都市の形をどう考えるかといった都市計画マスタープランとリンクしていないことが現実起きています。

そういった中では、今回の都市計画マスタープランでは、中心性のものと地区別の方針として、個別の地域での計画を、その住民の方たちも入って作り上げていて、その方たちが、将来10年20年先にどのような住まい方、暮らし方をするか、こういった思いがこのマスタープランの方向性のなかに入っています。

その方向性の中で、あるタイミングで何が不足しているのか、施設としての不足なのか、関係人口のような関わってくれる人の不足による問題が起きてくるのか、あるいは定住そのものの住まう人たちがいなくなることで問題が起きるのか、様々な問題が、地域によって発生の仕方が変わってきます。

このようなことを、地区別計画の中の毎年のチェック、先ほどPDCAとお話しましたが、地区別計画を毎年やるのは難しくても、人口統計だとか、基本台帳で見ていくと、常に動向は追えます。このようなチェックを毎年積み重ねることで、事務局が地域診断を行い、立地適正化計画が必要になったときに組み込んでいけば、マスタープランの方向性に即した立地適正化計画が出来上がってくるのではないかと思います。

そういった時期に該当するときに、立地適正化計画に手を挙げればいいのではないのでしょうか。そのためには、事務局がきちんとデータとして押さえておくことが不可欠であると思います。

その他いかがでしょうか。

細沢委員

今回の計画に国土強靱化計画を入れていただきました。

昨年台風15号、19号や、想定外のゲリラ豪雨などが発生し、大変な被害

が出た中で国土強靱化計画を作り上げようとした時に、想定外だったということのないように計画を今後考えていかないと、行政としてさみしいと思います。

今回せつかくマスタープランに盛り込まれましたので、そのあたりを重要視しながら頑張っていたいただきたいですが、いかがでしょうか。

事務局（都市計画課計画係主査）

国土強靱化地域計画につきましては、昨年の年末より危機管理局で取りまとめながら国土強靱化にかかわる関係部局を集めて計画の策定作業を進めています。

その中で、いま御指摘いただいたとおりの想定外だったということがないように、都市計画として土地利用の状況等を注視しながら、国土強靱化地域計画の策定に協力していきたいと考えております。

藤井会長

その他いかがでしょうか。

菅原委員

今の国土強靱化計画に絡みますが、地球規模での気象異常に対して、日本は対応があまりにも薄いのではないのでしょうか。10年後20年後を考えたときに、次の世代が大丈夫なのかとても心配です。

そういう面から考えると、都市計画の問題ではないかもしれませんが、異常気象の異常が異常でなくなりつつあり、災害が世界規模で起きているのに、なかなか日本では報道されていません。

そこを踏まえて、都市計画を行うにあたって富士宮市としてどう捉えて、異常気象や疫病が世界規模になったときに完全に防ぐことはできないので、行政としてどういう体制で臨んでいくのか、その体制づくりをどのように図っていくのか、各行政の計画に是非取り入れていただきたいと思います。

事務局（都市計画課課長）

今菅原委員がおっしゃった、地球環境への貢献や、コロナウィルスのような世界的な疫病の感染を、直接マスタープランに書くというのはなかなか難しい部分がございます。

取り入れるとすれば市の総合計画などで打ち出した中で、都市計画部門としてなにができるのかを、事務局としては検討していかなくてはいけないと考えております。

具体的には、地球環境への貢献ということであれば、富士宮市は自然が豊かで林業が盛んでございますので、森林の保護などもCO2の抑制には効果的であり、森林の保護についてはマスタープランのなかで書き込むことができます。

そういうことも1つかなと思いますので、今はその点の視点があまりマスタープランの中ではありませんが、出来上がったマスタープランの記載のうち、地球環境への貢献のための施策はどういったものか拾い出すことで、マスタープランで掲げられている施策の中でも地球環境への貢献を果たせるものがこれだけある、というのをわかっておくことがまず第一歩だと考えております。

そのような取りまとめをこの後していきたいと考えております。

藤井会長

おそらく様々な自治体で、SDGsの17の目標の中の環境に対する対応などを、総合計画の施策メニューと紐づけることを丁寧にやっています。

地元の船橋市では、環境審議会と都市計画審議会両方に入っていますが、やはり環境審議会では地球環境の変動に対してどのような体制を確保すべきなのか議論しています。

これまでは自然に対して、人間が技術を持って克服するということを目指して取り組んできました。しかし、それをはるかに超えたスケールの自然の強さに対して、どこまで人間の力で対応できるのか、できないものも沢山あると想定した上でのリスクを少し考えながら、予防できる措置として検討できるものはないか、そのあたりの議論を行っています。

そういったものを具体的にどこで反映するかというとやはり総合計画の側面の、暮らす、働く、自然を守る・育てるといった様々なキーワードの中だと感じます。

育てるのだとしたら、今お話になられたように、守るための環境をどう地域の中で根付かせるか、その様な位置づけを総合計画で明確化していくことのほうが向いているのだろうなと感じます。

これも自治体の計画の策定期間によって、盛り込めるかどうかタイミングがずれてきますので、これから総合計画を改定する動きがあれば検討すればいいですし、中間期間があれば、5年10年で前期計画後期計画といった中で見直しが入ると思います。

そういった中で国土の強靱化という全国的な問題を、地域の総合計画の中でどう位置づけるのか御検討いただけるといいと思います。

その他いかがでしょうか。

植松委員

国土強靱化のお話が出ましたので関連しておりますが、強靱化を考えた中でそのための防災インフラ等の整備が非常に大切になってくると思います。

先ほど申しましたように、地域別方針を見ますと、富士宮市全体として人口が減っていき、地域別に見ましてもほとんどの地域で人口が減っていきます。

ただ世帯数だけは横ばい、もしくは増加しています。

ということは、強靱化を考えた中で、市街地が広がるということは、強靱化に関しましても相反することではないと考えておりますので、そのあたりも含めて今後の検討をしていただきたいと思います。

また、地域別方針を作った時のまちづくり協議会の在り方があまり良くなかったのではないかと感じます。まちづくり協議会というかたちですと、皆さん自分の地域が良くなるように、希望的な意見をたくさん出します。対して、悲観的というわけではありませんが、将来的な人口減をもう少し真剣に考えて、自分の地域は10年後20年後にどのくらいの人数になっているんだということ把握した上でないと、そういった意見も出てこないのではないのでしょうか。

ですので、今後の見直しの中で地域別の計画にもう一度住民の皆さんの意見を、そういったところを把握していただいた上で吸い上げていく作業が必要ではないかと感じますので、そのあたりの考えをしっかりとっていただきたいと思います。

藤井会長

御意見ということで承ります。

その他いかがでしょうか。

・・・・・・・・意見なし・・・・・・・・

よろしいでしょうか。

他に御質問が無いようですので、質疑は終了とさせていただきます。

議案自体は一つずつ御審議させていただきます。

それでは、議第1号「富士宮市都市計画マスタープランの改定について」委員の皆さんにお諮りしたいと思います。

当審議会において慎重に審議した結果原案のとおり、適切なものと認めるとい方は挙手をお願いいたします。

・・・・・・・・全員挙手・・・・・・・・

皆様賛成ということですので、適切なものとして答申に進みたいと思います。

次に、議第2号「市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針の改定について」です。

こちらは前回の都市計画審議会でもお話しましたとおり、富士宮市はとても丁寧なやり方をしております。

通常の都市計画審議会には、調整区域に関してはほとんど出ませんので、こういった計画づくりをしているのはとても丁寧であると感じておりますので、一言加えさせていただきます。

それではこちらについてもお諮りいたします。

原案のとおり、適切なものと認める方は挙手をお願いいたします。

・・・・・・・・全 員 挙 手・・・・・・・・

全員賛成ということですので、適切なものと認めて進めさせていただきます。

それでは、次第4の報告事項に移ります。「富士宮市都市計画道路必要性再検証について」事務局から説明をお願いします。

事務局（都市計画課計画係技師）

私からは、報告事項の富士宮市都市計画道路必要性再検証について、まず昨年8月6日に開催された『第1回都市計画審議会』で報告した内容からの修正点について、次に都市計画審議会後に実施した検証と最終的な結果(案)について御説明いたします。

まず、お配りしている資料の説明をさせていただきます。

資料1「富士宮市都市計画道路の必要性再検証結果(案)概要版」は、資料3の概要版です。

資料2「変更(案)・廃止(案)路線位置図」は、再検証結果により「変更」または「廃止」(案)の方針が出た路線の拡大図です。

資料3「富士宮市都市計画道路の必要性再検証結果(案)」は、再検証結果をまとめたもので、今後公表を予定している資料です。

まず、資料1の2「都市計画道路の必要性再検証の流れ」を御覧ください。

必要性再検証は、御覧いただいている資料の左側にSTEP1から4で示される手順を経て進めてきました。このうち、STEP1からSTEP3までは、『第1回都市計画審議会』でパワーポイントを用いて御説明いたしました。

それでは、修正点について御説明いたします。

資料3の6ページ「対象区間の設定結果」を御覧ください。

こちらは、再検証対象区間の設定結果です。『第1回都市計画審議会』では、再検証対象区間を15路線52区間として御報告しましたが、図の一番北側にある、富士富士宮線6-11区間について計上漏れがあったため、この1路線1区間を加えた16路線53区間を再検証対象区間として設定しました。

次に資料3の10ページ「区間別検証による仮設定」を御覧ください。

こちらは、再検証対象区間の必要性と合理性の検証結果を図示したものです。

『第1回都市計画審議会』では、図の右側に80-で表される岳南北部幹線の80-1と80-8区間を黄色の「必要性は高いが、事業実現上の合理性が低い区間」として報告いたしました。合理性の検証において富士市からの交通量を考慮していない路線があったため、これを考慮して再度検証を実施したところ、青色の「必要性が高く、事業実現上の合理性も高い区間」に修正となりま

した。

また、先ほど計上漏れがあった富士富士宮線6-11区間は青色の「必要性が高く事業実現上の合理性も高い区間」に追加となりました。修正点については以上です。

それでは、前回の審議会以降に取りまとめた内容について御説明いたします。

資料3の10ページ「区間別検証による仮設定」から、道路網の検証で使用する仮ネットワークを設定し、資料3の11ページに記載されている4項目の検証を行い、検証の中で問題が生じる恐れがある場合は仮ネットワークを見直し、道路網全体として整合を図れるように調整を行いました。

道路網の検証の結果、再検証結果(案)は資料3の13ページの結果となりました。

その結果を拡大した資料2を御覧ください。

まず、「廃止」(案)の方針が出たのは赤で図示された、岳南北部幹線のうち富士市と接続する1区間と、小泉元城町線のうち国道139号線から西側にある2区間です。

岳南北部幹線は「廃止」(案)の方針の出た区間の代替機能を持つ路線の整備事業が着手されていることから「廃止」の方針となりました。

小泉元城町線は「廃止」としても既存道路や他の都市計画道路に必要な機能は対応可能と判断したため、「廃止」の方針としました。

次に「変更」(案)の方針が出たのは青で図示された、岳南北部幹線のうち「廃止」とならなかった区間全てです。これは、現在4車線で都市計画決定されている計画を2車線に変更するという(案)ですが、車線数を変更したとしても自動車交通や公共交通に大きな影響が見られなかったことから「変更」の方針としました。

今御説明した再検証結果(案)については、昨年11月11日(月)から12月10日(火)の1ヶ月間、パブリック・コメントを実施し市民の皆様の御意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。

御意見の内容は今回の再検証結果(案)に対しての御意見ではなく、市道の拡幅要望であったため、担当課に情報提供しました。パブリック・コメントによる必要性再検証結果(案)の修正はありませんでした。

最後に、今後のスケジュールについて御説明いたします。

資料1の4「再検証結果の利用」を御覧ください。

再検証結果(案)については、都市計画審議会への報告の後、3月を目途に公表する予定です。

「変更」や「廃止」の方針とした路線については、個別課題の調査や検討を行ったのち、住民説明会の開催などを通じて合意形成を図りながら中身を詰め、

都市計画法に基づく手続きを進めていく予定です。

以上で報告事項の説明を終了いたします。

藤井会長

ありがとうございました。

前回報告を受けたあとの再検証ということで、今回パブリック・コメントと合わせて再度出てきました結果、それから今後の予定を御説明いただきました。

御質問、御意見等ございましたら承りますが、いかがでしょうか。

渡井委員

仕事の関係上、都市計画道路は関心がある分野でございます。

計画路線が方々にあることは承知しておりますが、是非できるだけ早めの着工、実現性のある計画を要望いたします。道路があれば伴って周辺的环境も変わってきます。そのあたりに期待もしておりますので、よろしく願います。

藤井会長

御要望ということで承りました。

その他いかがでございますか。

菅原委員

内容に関することではありませんが、説明いただきながら資料を見ていて、A3の資料1に小泉元城町線と岳南北部幹線が入っています。この太字になっている説明で、資料3の10ページの図で太線になっており、71-6は必要性が低い区間という形で26-2、26-3と71-6が特記されていますが、それがこのA3の資料には入っていません。

何か説明が必要なのではないか思ったのですが、そのあたり何か意味はあるのでしょうか。

事務局（都市計画課計画係技師）

71-6の区間についてですが、必要性和合理性の検証の結果、資料3の10ページにピンクで、必要性が低いということで示しております。

この後に11ページの道路網での検証方法を記載しておりますが、自動車交通の機能水準の担保から始まる4項目について、仮ネットワークを作って検証しました。

この中で、一番下にネットワークの連続性という項目があるかと思いますが、こちらの中で71-6の区間を廃止した場合、71-1から71-5まで続いてきた都市計画道路の流れが、71-6の廃止によって完全に分断されてしまう、道路網として無くなってしまうということになります。

71-6の区間は必要性が低いという判定は出ましたが、道路網の中でネット

ワークの連続性を保つために必要不可欠な区間ということで、最終結果としては残っている形になります。

藤井会長

よろしいでしょうか。

こちらのA3の資料の右側のページでは、赤青黄色で色が示されています。

ピンク色が廃止で入っているかと思いますが、それを踏まえ全ての道路ネットワークを調べてみると、現状続けるところは青で線引きをし、もともといらないと判断したが、ネットワークの必要性の観点から復活し繋げなければならない区間が、黄色で変更案として挙がってきているかと思いますが。

廃止になった区間は、富士市とのつながりといった全体像で必要だと検証してみたけれど、交通量などと換算すると必要ない為やはり廃止するという結果、あとは改良済みと事業中といったものが表記され、そのような位置づけで色塗りされているという理解でよろしいでしょうか。

その他いかがですか。

青木委員

資料3の12ページで、一覧でまとめてあり、岳南北部幹線の80-1号が今回廃止になる路線の一つですが、その左の必要性は高いが合理性に欠ける点が多いため廃止という区分がとても分かりにくく感じます。

現実的には代替路線があるので、都市計画道路としてなくてもいいという形になるのかと思いますが、その点をわかっている人はいいですが、一般の人はなぜ必要性があるのに廃止になるのか理解しづらいのではと思います。

仮設定区分の表示の仕方を、変更したほうがいいのではないのでしょうか。

藤井会長

オレンジの文字がなかなか見づらさがありますね。

このピンクで示された必要性が低い区間は、素直に理解しやすいですが、必要性が高いが合理性に欠けるところの、合理性とはなにかという説明がもう少しあったほうが、一般の方が読んだときに分かりやすいのではないのでしょうか。そのあたりの表記の仕方に工夫が必要だと思います。

合理性という視点としては、この様な位置づけだけかどうかは精査しなければいけません。この路線がなかったとしても代替する、ネットワークとして補完できる機能が確保されることや、連続性が担保されるというところを表記するなど、表記の仕方をこのままにするとしても、注意書きを入れるなどしていただいたほうが分かりやすいかもしれません。

事務局いかがでしょうか。

事務局（都市計画課計画係技師）

こちらの表がわかりにくい状況になっておりますので、合理性が具体的にどういったものなのかなど、見ていただいた時にわかりやすい表現を検討させていただきます。

藤井会長

やはりオレンジ系の文字は読みにくいので、色の変更に関しても検討いただければと思います。

その他いかがでしょうか。

・・・・・・・・意見なし・・・・・・・・

それでは、こちらにつきましては報告事項でございますので、また改めて具体的な協議として挙がってくるかと思えます。

本日の段階では、質疑等を以上で終了させていただきます。

それでは本日の案件全てが終了しましたので、進行を事務局へお返しします。ありがとうございました。

【司会】事務局（都市計画課計画係長）

藤井会長、会議の円滑な進行ありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、御意見等ありがとうございました。

次に、次第4その他といたしまして、連絡事項が2つあります。

1点目は、来年度の審議会の予定です。

まだ日程は決まっておりませんが、案件としましては岳南都市圏の区域マスタープランと、本日御報告しました都市計画道路の変更についてを予定しております。

もう1点は、都市計画マスタープランの策定を記念したシンポジウムを3月24日に開催します。

20年後の将来の都市のまちづくりについて、藤井会長から基調講演と、パネルディスカッションとして塩川委員に御出席いただく予定です。

詳細につきましては改めて連絡いたします。

それでは、以上を持ちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和元年度第2回富士宮市都市計画審議会を閉会します。

皆様、長時間に渡りありがとうございました。

富士宮市都市計画審議会運営要領第8条第1項の規定によりここに署名する。

議 長 藤井敬夫

委 員 渡井政行